

改正食品リサイクル法 について

東京都環境局

廃棄物対策部計画課

食品リサイクル法(平成13年5月1日施行)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品関連事業者

食品の製造、流通、販売、外食など

(約100万事業者)

食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

飲食店業、その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業

食品廃棄物等

食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

食品循環資源

食品廃棄物等のうち有用なもの

再生利用

食品循環資源を「肥料」、「飼料」、「油脂及び油脂製品」、「メタン」として利用し、又は利用する者に譲渡すること

再生利用等

発生抑制、再生利用、減量(脱水、乾燥、発酵、炭化)

数値目標(基本方針)

平成18年度までに年間排出量の20%削減

判断基準の策定

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

全ての食品関連事業者
判断基準に沿った取り組み

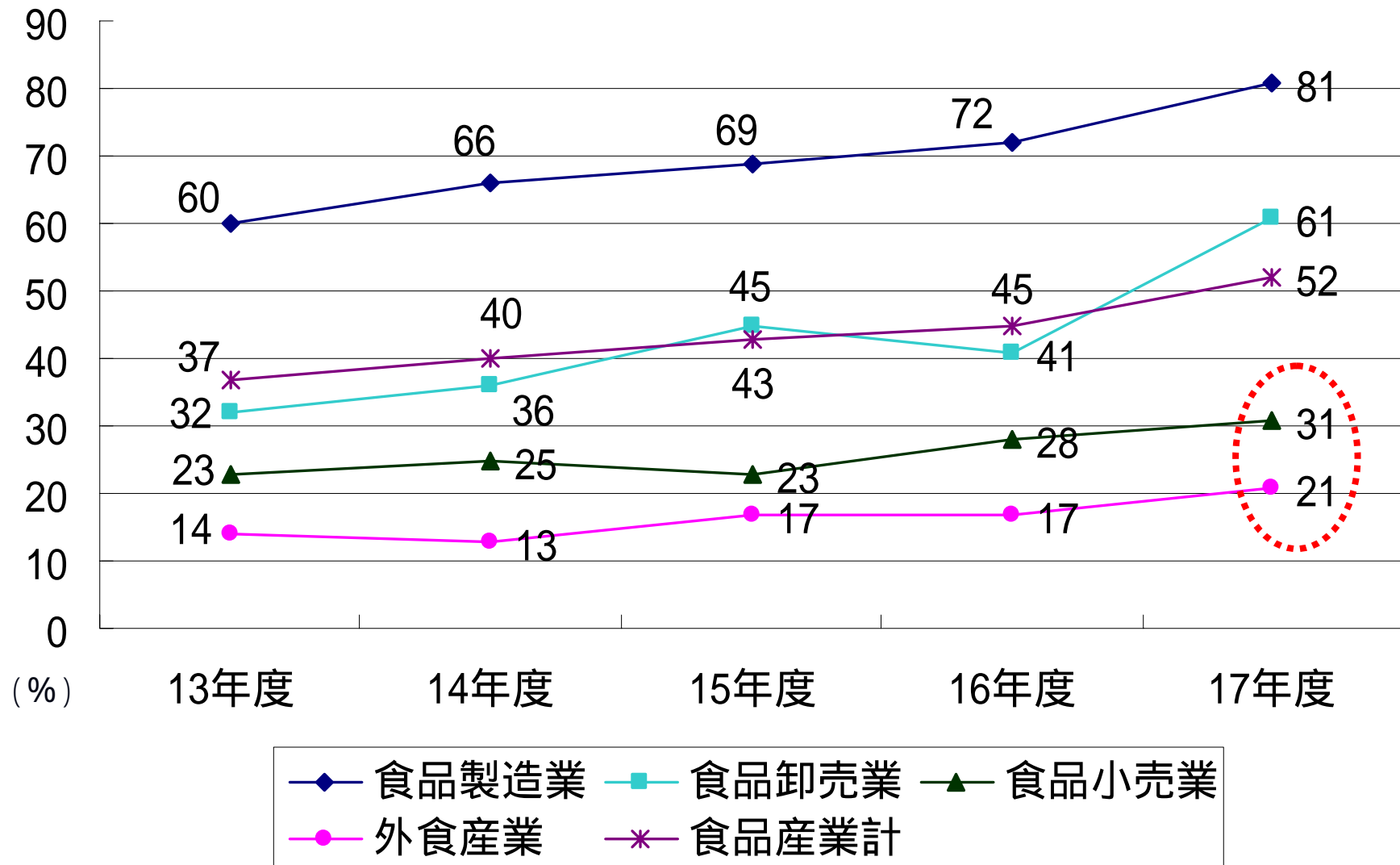
指導・助言

食品関連事業者のうち
食品廃棄物等の発生量
年間100トン以上

勧告・公表

命令・罰則

食品循環資源の再生利用等の実施率の推移



食品循環資源の再生利用等の 実施率目標(20%)の達成者割合 (平成17年度)

	実施率目標達成者割合	
	全 体	食品廃棄物等 多量発生事業者
食品製造業	22%	33%
食品卸売業	18%	32%
食品小売業	17%	22%
外食産業	10%	13%
食品産業計	18%	27%

食品循環資源の再生利用等の内訳 (平成17年度)

単位：%

	食品廃棄物等 年間発生量 (千トン)	再生利用等の実施率							
		発生 抑制	減量	再生 利用	(用途別仕向量)				
					肥料化	飼料化	油脂化	メタン化	
食品製造業	4,946	80.6	4.6	3.4	72.5	35.2	34.8	0.5	2.1
食品卸売業	744	60.8	4.0	1.1	55.8	24.5	26.4	0.4	4.5
食品小売業	2,629	30.9	4.4	1.6	24.9	12.7	8.8	0.5	2.9
外食産業	3,043	21.4	3.7	4.4	13.3	7.0	3.3	0.3	2.7
食品産業計	11,362	52.0	4.3	3.1	44.6	21.8	19.8	0.4	2.6

資料：法律案参考資料から抜粋

改正食品リサイクル法

平成19年6月13日公布

平成19年12月1日施行

再生利用等実施率の目標の見直し

再生利用等の追加

定期報告制度の創設

認定制度の見直し(リサイクルループ)

再生利用等実施率の目標の見直し

業種別再生利用等実施率の目標 (基本方針)

平成24年度までに、業種別に達成されることが見込まれる目標

食品製造業 85% (平成17年度81%)

食品卸売業 70% (平成17年度61%)

食品小売業 45% (平成17年度31%)

外食産業 40% (平成17年度21%)

再生利用等実施率の目標の見直し

食品関連事業者ごとの発生抑制目標

(判断基準省令)

発生原単位が、目標年度までに主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

(平成21年度行われる定期報告結果等进行分析して設定)

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高・製造数量等}}$$

再生利用等実施率の目標の見直し

食品関連事業者ごとの再生利用等実施率 目標（判断基準省令）

毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の
基準実施率を上回ること。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\begin{aligned} &\text{当年度における発生抑制の実施量} \\ &+ \text{再生利用の実施量} \\ &+ \text{熱回収の実施量} \times 0.95 \\ &+ \text{減量実施量} \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{当年度における発生抑制の実施量} \\ &+ \text{発生量} \end{aligned}}$$

基準実施率

= 前年度の基準実施率
+ 前年度基準実施率に応じた増加ポイント

増加ポイント

前年度の基準実施率	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

平成19年度の再生利用実施率が20%未満の場合は、20%をスタートラインとします。

例

A事業者

平成19年度の再生利用等実施率
(実績)が45%の場合

平成20年度 $45\% + 2\% = 47\%$

平成21年度 $47\% + 2\% = 49\%$

平成22年度 $49\% + 2\% = 51\%$

平成23年度 $51\% + 1\% = 52\%$

平成24年度 $52\% + 1\% = 53\%$

この基準実施率
が、A事業者の
目標となります。

例

B事業者

平成19年度の再生利用等実施率
(実績)が15%の場合

平成20年度 $20\% + 2\% = 22\%$

平成21年度 $22\% + 2\% = 24\%$

平成22年度 $24\% + 2\% = 26\%$

平成23年度 $26\% + 2\% = 28\%$

平成24年度 $28\% + 2\% = 30\%$

この基準実施
率が、B事業
者の目標とな
ります。

再生利用等の追加

再生利用

肥料・飼料

油脂及び油脂製品・メタン

追加

炭化して製造される燃料及び還元剤

エタノール

再生利用等の追加

熱回収の追加(条件付)

再生利用が困難な場合(次のいずれかの場合)

- ・食品関連事業者から75 km以内に再生利用施設がない場合
- ・75 km以内にあっても、能力超過、性状から受入困難な場合

エネルギー利用の効率

- ・160 MJ/トン以上の電気又は熱を利用

再生利用等の追加

優先順位

発生抑制

再生利用

(飼料の原材料としての利用が優先)

熱回収

減量

適正処分

定期報告制度の創設

食品廃棄物を年間100トン以上排出する
食品関連事業者(食品廃棄物等多量発生事業者)

報告事項

- ・食品廃棄物の発生量、発生原単位
- ・発生抑制、再生利用、熱回収、減量の実施量
- ・再生利用により得られた肥料等の製造量

など

フランチャイズチェーンの場合(条件付)

フランチャイズ本部は、全ての加盟者が排出する食品廃棄物等の量を含めて100トン以上の場合、定期報告が必要

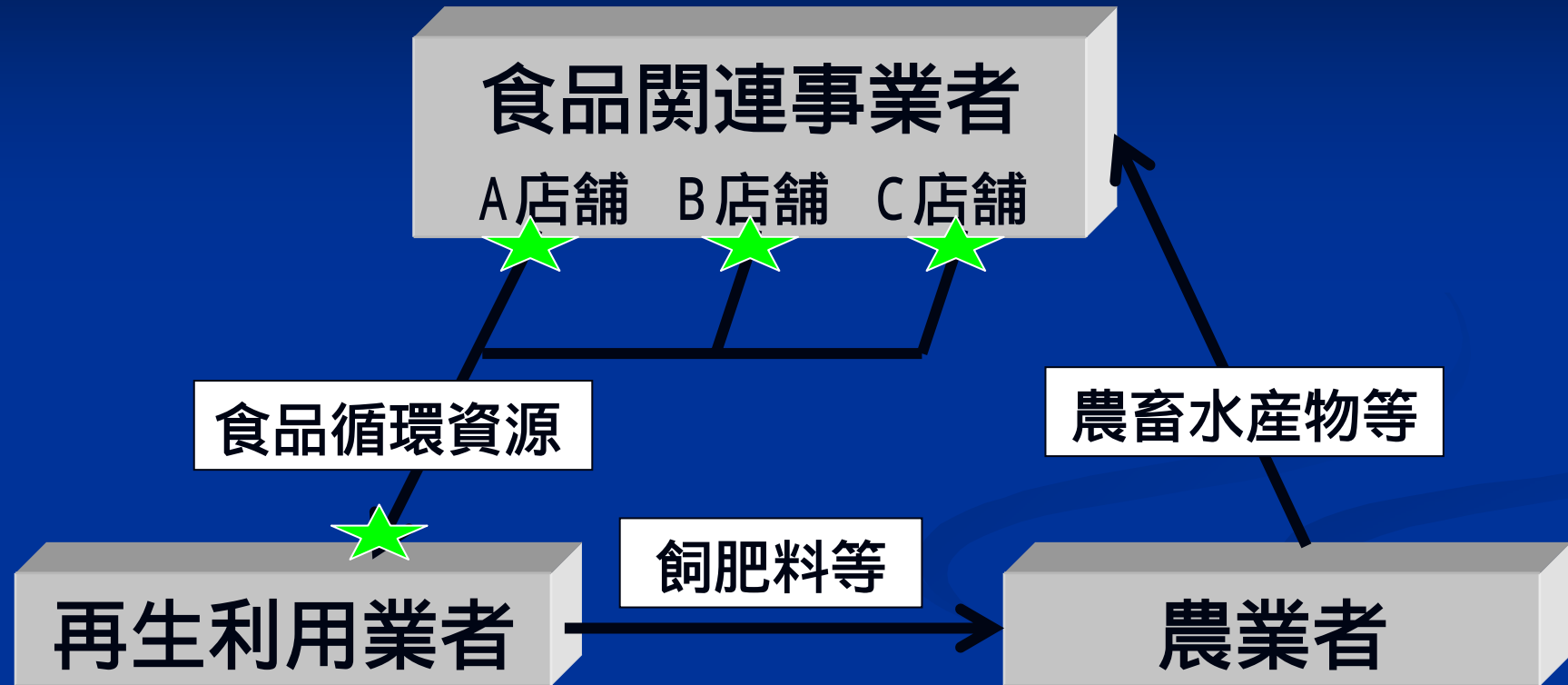
フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて食品廃棄物等大量発生事業者であるかを判定します。

報告時期 平成21年度から

毎年度6月末までに主務大臣へ

原則、電子申請

認定制度の見直し(リサイクルループ)



主務大臣の認定

廃棄物処理法の一般廃棄物収集運搬業許可不要

廃食用油のリサイクル

水質汚濁の防止

食料自給率の向上

地球温暖化防止

全国の事業系回収量 約26万トン



飼料用	約20万トン(77%)
工業用(石鹼、塗料等)	約4万トン(15%)
燃料用	約2万トン(8%)

資料:全国油脂事業協同組合連合会

登録再生利用事業者(都内)

平成20年6月2日現在

(株)アルフォ	飼料化	大田区城南島3 - 3 - 2
太誠産業(株)	肥料化	江東区新砂3 - 10 - 18
(株)アズマ油脂	油脂化	墨田区東墨田2 - 17 - 16
(株)山正	油脂化	墨田区東墨田2 - 4 - 6
バイオエナジー(株)	メタン化	大田区城南島3 - 4 - 4

登録再生利用事業者の内容を更新しております。

食品廃棄物飼料化施設



株式会社アルフォ

事業系一般廃棄物(生ごみ)



産業廃棄物(動植物性残さ)



140トン/日

生ごみと廃食油を混合加熱

飼料
25トン/日



食品廃棄物バイオガス発電施設



バイオエナジー株式会社

食品廃棄物

110トン/日



バイオマス発電



電力 24,000kWh

23区一般廃棄物処理手数料の値上げ

区分	現 行	平成20年4月～
収集運搬	16.0円/kg	18.0円/kg
処 分 (清掃工場持込)	12.5円/kg	14.5円/kg

多摩地域は異なります